

# W;REPORT

—レポート—

男女共同参画社会をめざす 2007.02.28 NO. 9



特集

## ひとりで悩まないで

—見過ごさない、見逃さない児童虐待—

# 児童虐待 Q & A



## Q2 どんなことが児童虐待になるのですか。

**A** 虐待は、殴る、蹴るなどの激しい暴力だけではなく、表1の分類のように、言葉による脅かし、ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要する、放置や遺棄して適切な養育を行わないなども虐待に含まれます。

平成17年度に全国の児童相談所に寄せられた相談内容別にみると、身体的虐待が全体の42.7%で最も多く、次いでネグレクトが37.5%、心理的虐待が16.8%、性的虐待が3.1%となっています。

〔厚生労働省「平成17年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数等」〕

<表1>児童虐待4つのタイプ

タイプ	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	ネグレクト(養育の放棄)
行為	子どもの身体を傷つけたり、生命に危険がおよぶような行為。	乱暴な言葉を浴びせたり、極端に無視をしたり、きょうだいを差別的に扱うことなど。	性的ないたずらやついでな行為をする。性的関係を強要する。	適切な衣食住の世話をせず放置する。
具体例	殴る、蹴る、たたく、つねる、突き飛ばす、床になげつける。また、タバコの火を押しつける。熱湯をかけるなど。	「なんでこんな子どもを生んだのか」「生まなきゃ良かった」などの暴言を吐く。	性行為を強要する。ポルノ雑誌などを見せるなど。妊娠、中絶、出産などに至る場合もある。	病気のなかに医者みせない。学校に行かせない。食事を与えない。家に閉じ込めたり、子どもを置き去りにするなど。
子どもへの影響	あざや傷、火傷、骨折。内臓破裂や頭蓋内損傷により死に至る場合もある。	強いおびえ、うつ状態、無感動、無反応、強い攻撃性などの精神症状。また低体重、低身長などを生じる場合もある。	異性への極端な嫌悪感を植えつけるなど、子どもの心に大きな傷を残す。	心身の発育、発達に遅れが出たり、栄養失調や脱水症状などにより子どもが死亡する場合もある。

## Q3 DVの目撃も心理的虐待になると聞きました。

**A** 平成16年の児童虐待防止法改正で、子どもの目撃での配偶者に対する暴力(DV=ドメスティック・バイオレンス)など間接的であっても、子どもに著しい心理的傷害を与えるのであれば心理的虐待になるとしています。また、保護者以外の同居人による身体的・性的・心理的虐待と同様の行為を保護者が放置することもネグレクトとして、児童虐待に含まれることになりました。

## Q1 児童虐待防止法とは、どういう法律ですか。

**A** 児童虐待防止法は、平成12年に成立、施行され、平成16年に改正されました。児童虐待への対応については、従来から児童福祉法などによりなされてきましたが、児童相談所への虐待相談件数の増加や虐待問題の深刻化から、児童虐待の早期発見・早期対応と虐待を受けた児童の保護・支援を行うことなどを目的として制定されたものです。ここでは、児童虐待が子どもの人権を著しく侵害し、心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすものであると位置付けています。児童虐待の定義としては、「保護者(親権を行う者や未成年後見人その他の者で、児童を現実に監督・保護している場合)」が「その監護する児童(18歳に満たない者)」に対して行うものとされ、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4つが、虐待の行為と定められました。また、「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」と明記されています。他に、国及び地方公共団体の責務、児童虐待を発見しやすい立場にある者の早期発見努力義務、国民の通告義務、児童相談所の職員や児童委員による立入調査、虐待を行った保護者に対する指導、児童虐待を受けた児童等に関する支援といった内容が盛り込まれています。

# ひとりで悩まないで 見過ごさない、見逃さない児童虐待



子どもたちが、いきいきと健やかに育ってほしい...これは、世界共通の願いです。しかし、日本では年々児童虐待が増えています。わたしたちの身近なところでも、子どもを叩いてしまった、隣家の子どもが心配といった声を聞きます。児童虐待とは何か、どうしたら防げるのか、どこに相談すればよいのかなどを、その社会的背景も探りながら考えてみましょう。

## 複雑な構造を持つ児童虐待

平成17年度に全国の児童相談所に対応した児童虐待相談件数は34,472件で、国が統計を取り始めた平成2年度を1とした場合の約30倍、「児童虐待の防止等に関する法律」(以下「児童虐待防止法」という)施行前の平成11年度に比べ約3倍にのぼっています。「厚生労働省」平成17年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数等」(年々増加する児童虐待。そこには、家庭の状況や虐待を行った保護者の心身の状況など、多くの要因が複合的に絡み合っているとされており、東京都福祉保健局が作成した「児童虐待の実態II(平成17年12月)」における調査結果からも、児童虐待が抱えるさまざまな問題が浮かび上がってきます。

例えば、虐待をしてしまう人の約6割は実母という結果が出ています。核家族化の進捗と地域コミュニティの崩壊、「子どもが1歳未満でも夫のほぼ1割は全く育児をしない」(第3回全国家庭動向調査)といった状況の中で、密室育児と呼ばれる母子一体の子育てを余儀なくされ、社会的にも孤立する母親たちが。加えて少子化による育児責任の重圧が女性の肩には重くのしかかっています。「いけないと思いつつも、子どもを叩いたら気持ちが悪く」という母親の背後には、そのような事情も考えられるのです。

さらに、夫婦間の不和や夫からの暴力、望まない妊娠、手のかかる子どもといった要因も、虐待を引き起こしやすいとされています。また、実父による虐待も2割にのぼります。その中で定職のある人は約56%、転職の多い人が約10%など仕事をしている人の割合は67.7%となっており、都全体の男性の有業率81.6%と比べて低いことがわかります。不安定な就労状況が貧困や低収入状況といった経済的困難と結びつき、ネグレクト(養育の放棄)状態の出現や薬物依存をまねくなど、虐待へつながる要因の一つにもなっています。

## 虐待されて育った子どもたちは...

「自分のしてもらっていないことを、自分の子どもにしてあげることが苦しいものです」という虐待を受けた人の言葉があります。いつも他人の顔を伺ってしまつ、対人恐怖、人との距離の取り方がわからない、突然怒り出してしまつ、拒食や過食、リストカットなど、多くの人が虐待による後遺症に悩んでいることがわかっています。パーソナリティーの形成

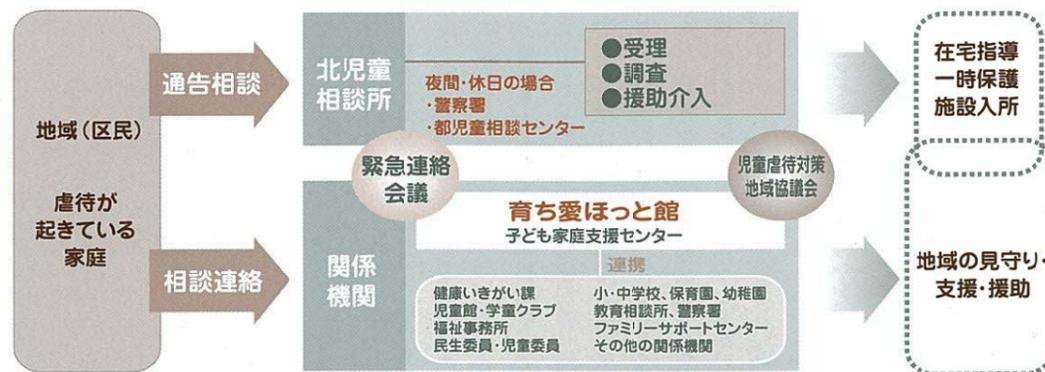
このように、虐待をする保護者も社会のなかでさまざまなストレスと生き難さを抱え、弱者である子どもたちにも、その矛先を向けるほどに追い詰められているとも言えそうです。児童虐待の構造は複雑で、一時的な助言や注意などでは改善は望みにくく、放置すれば事態は悪化・膠着してしまいます。そのため、単に親を非難するだけでなく、家族を支援することが必要とされるのです。

## 児童虐待を防止するために

現在、児童虐待は特別な家族の問題ではなく、この家庭にも起こりうるものとして捉えられるようになり、そのような認識に立った虐待防止のための取り組みが進んでいます。国は、平成12年に児童虐待防止法を制定し(平成16年に改正)、また、「虐待の発生予防」「早期発見・早期対応」「保護・支援」までの切れ目ない総合的な支援が必要であるとしています。北区でも、虐待防止に向けて5ページの図のようなくみを作りました。他にも、児童虐待をなくすためには、雇用拡充や公的保護を後退させない社会的施策の充実、そして、父親の育児参加を可能にする働き方の推進なども必要だという声があがっています。

成期に、その土台となる部分に大きな損傷を受けてしまっているためです。隣人や教師からの何気ない言葉や援助、その後の出会いによって、心の奥の怒りや恐怖を少しずつ癒し、安心や安全感を回復できるチャンスに恵まれることも多いようすが、不幸にして自分の受けたと同じ虐待を子どもにしてしまう場合もあるということが報告されています。

北区での虐待発見から  
援助までのしくみ



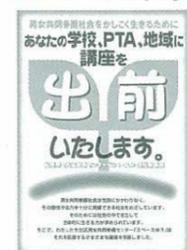
虐待に関する相談・連絡先

- \*北児童相談所<平日> / ☎3913-5421** ■ 北区王子6-1-12  
児童福祉法に基づく専門の相談機関で、18歳未満の子どもに関するあらゆる相談を受けます。
- \*育ち愛ほっと館(子ども家庭支援センター) / ☎3914-9565** ■ 北区王子2-7-34  
子どもと家庭のあらゆる相談、子育ての不安や悩み、周囲の子どもで心配なことなど、区内在住の18歳までの子どもに関する相談を受けます。  
(子どもショートステイ・トワイライトステイ事業、産前産後支援・育児支援ヘルパー事業、ファミリーサポートセンター事業を行っています。)
- \*東京都児童相談センター<土・日、祝日、年末年始> / ☎3208-1121** ■ 新宿区戸山3-17-1
- \*王子警察署 / ☎3911-0110** ■ 北区王子3-22-22
- \*赤羽警察署 / ☎3903-0110** ■ 北区神谷3-10-1
- \*滝野川警察署 / ☎3940-0110** ■ 北区西ヶ原2-4-1
- \*王子健康相談係 / ☎3908-9087** ■ 北区王子本町1-15-22
- \*赤羽健康相談係 / ☎3903-6481** ■ 北区赤羽南1-13-1
- \*滝野川健康相談係 / ☎3915-0186** ■ 北区西ヶ原1-19-12
- \*教育相談所 / ☎3914-2110** ■ 北区王子5-2-12  
いじめや体罰、不登校、集団不適応、非行、その他問題行動など、子どもの教育全般に関する相談を受け付けます。
- \*民生委員・児童委員(健康福祉課健康福祉係) / ☎3908-9041**  
地域の身近な相談相手として関係機関や施設の紹介・福祉制度などの情報をわかりやすくお知らせします。  
(地域の委員の氏名・住所などは上記にお問い合わせください。)

心身の健康に  
関する相談を  
受けます。

【参考文献】  
『児童虐待』[368]  
川崎二三彦著/岩波書店/2006  
『子ども虐待対応の手引き  
平成17年3月25日改定版』[368]  
日本子ども家庭総合研究所編/有斐閣/2005  
『Q&Aヘルプ!  
子どもの権利110番【改訂増補版】』[369]  
子どもとともに考える弁護士会編/民法研究会/2005  
『Q&Aドメスティック・バイオレンス法  
児童虐待防止法解説 第2版』[368]  
山田秀雄編著/三省堂/2004

スペースゆうの「出前講座」では、児童虐待も扱っています。



スペースゆうでは、さまざまなテーマで出前講座を行っています。児童虐待を模擬裁判形式で行う講座では、虐待の構造や見守り、援助などについて参加者一人ひとりが考えるきっかけになります。他にも「自分らしさってどういうこと」「えっ?ばくもセクハラ被害者!?」「高校生とハロワーク」などさまざまなテーマを用意しています。保育園、幼稚園、学校、地域で、ぜひスペースゆうの出前講座をご利用ください。費用は当センターが負担します。

**Q5** 近所の家から、親の怒鳴り声と子どもの激しい泣き声がしばしば聞こえてきます。はっきり虐待を確認したわけではないのですが、どうしたらよいのでしょうか。

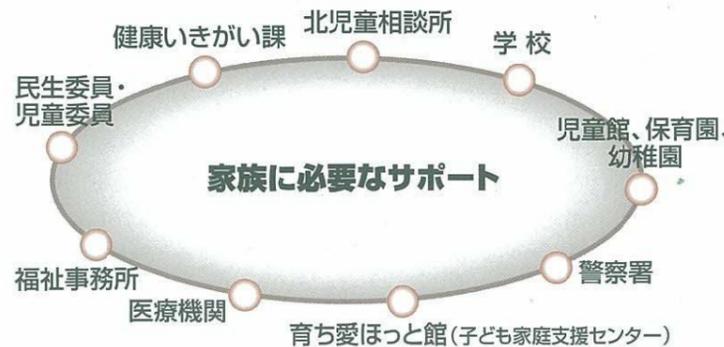
**A** 児童虐待は、家庭という密室で行われることが多く、発見しにくいのが現状です。また、虐待する側も、さまざまなストレスや葛藤を抱え苦しんでいるのに助けを求められずにいる場合もあります。児童と保護者への速やかな援助のためには、児童虐待を早期に発見し、適切に対応することが重要となります。児童虐待防止法第6条では、虐待を受けたと思われる児童を発見した人は、速やかに児童相談所または区市町村(子ども家庭支援センター)などに通告しなければならぬと定めています。これは、虐待を証明できなくても、「虐待かな」と思ったら通告してよいということであり、通告を受けた児童相談所などは、誰が通告したかわかるような情報をもたらす必要はありません。また、同法第5条では、学校職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師など、児童の福祉に職務上関係ある人は児童虐待の早期発見に努めなければならないことを義務付けています。

**Q4** 子どもを叩いたりすることはしつけのためでも虐待になるのですか。

**A** しつけは子どもを信頼して自立を促し人権を尊重するが、虐待は子どもの自立を阻害し心身を傷つけ、人権を侵害する。明らかに別のものなのに、しつけと虐待の境界領域に体罰が割り込んでくると、その区別がつかなくなってしまうという指摘があります。子育て中の親から、子どもに対するしつけと虐待の境で日々悩んでいるという話も聞かれます。しかし、大切なのは、子どもがどう感じるか、子どもの立場や置かれている状況、心身への影響を最優先に考えるということでしょう。虐待を繰り返している保護者は、自分の行為を「しつけ」であると主張することがよくありますが、仮に、最初は愛情から出発したとしても、その行為が子どもの心身を傷つけるならば、それは「虐待」といえます。児童虐待防止法でも、しつけにあたっては親権の適切な行使に配慮しなければならず、もし子どもを傷つけた場合、親権者であることをもって罪を逃れることはできないとされています。

**Q6** 虐待の兆候を見逃さないためには、子どもや保護者に対する見守りが大切だと言われていますが、

虐待に苦しんでいる子どもや悩みを抱えている保護者は、さまざまな場面でサインを発信しています(子どもの様子としては、不自然な傷がある、身体や衣服が汚れているなど。また保護者の様子では、人前でも子どもをひどく叱る、孤立しているなど)。そこで、サインをすばやくキャッチし、適切な対応につなげていくために、普段から子どもや保護者に対する見守り活動が重要なのです。たとえば、健康いきがい課では、保健師による健診等の訪問支援によって、保育園や児童館では、毎日の送り迎えの際などに親子の様子を見ることで、地域では、身近な相談者である民生・児童委員の活動によって、虐待の兆候が早期に発見され、さまざまな支援につながる場合があります。北区でも保育園や児童館、学校、健康いきがい課、育ち愛ほっと館(子ども家庭支援センター)といった関係機関が相互に役割や援助方法などを確認しながら、地域の見守りネットワークを構築する取り組みを始めています。



NPO法人 東京シユレ理事長  
学校法人 東京シユレ学園理事長

# 奥地 圭子さん

## 子どもの現実から出発して、多様な居場所を作ってきました。



まりませんでした。

### 学校の先生になりたい

ある日、小三の息子が学校に行きたがらなくなり、転校をきっかけに、いじめを受けるようになり、細々した規則や、納得できない先生への不信も重なり、息苦しい日々が続いてきたからです。当時は学校に行かないことはもちろん、「先生の子供もが学校に行かない」ということを、他人に言うのははばかられる、そんな時代でした。

奥地さんは遠い日、弟をおぶった母に手を引かれ、人にぶつかりながら、真っ赤に燃える家並みを背に必死で逃げたのを今でもはっきり覚えています。

息子自身も「学校に行くのは当然」と思っていましたから、登校前に頭痛や腹痛といった症状が現れました。そこで学校を欠席すると元気になる。元気になれば学校に行き、行くと具合が悪くなる。その繰り返しでした。ものを食べることもできなくなり、痩せていく息子を連れて医者に行くこと「共働きで愛情が十分ではなかった結果」とまで言われました。奥地さんにも「教員の息子が学校に行かなくなるなんて…」という気持ちがあり、暗い出口のないトンネルをさまよっているような日々が続きました。

希望どおり小学校の教員になり、3人の子どもにも恵まれました。自分の子を持ってみると、親の子を思う気持ちがわかる分だけ、一人ひとりの生徒が、ますますとおしくてた

いう文部省(当時)の調査結果に対して子どもたちが行ったこの調査は反響を呼び、翌年の文部省の調査報告書では、「怠け」よりも学校に関する項目の比重が高くなりました。92年には、増え続ける登校拒否に対して文部省は認識を転換し、「誰にでも起こりうる登校拒否」と発表するまでに至りました。

### 子どもをありのままに受け止める

3カ月も過ぎる頃、奥地さん親子に転機が訪れます。子どものありのままを受け止める大切さを説く児童精神科医 渡辺 位(たかし)さんと話した息子は「僕は僕でよかったんだ」と、その日を境に食事もできるようになり元気を取り戻したのです。

### 学校以外で子どもの成長を助ける場を

教員をしながら渡辺医師が関係する親のあつまり「希望会」で学び始めました。当時、学校に行かない子どもは治療の対象として薬漬けにされたり、追い詰められた親は「一家心中を考へるほど厳しい状況におかれています。奥地さんには、子どもを受け止め、子どもにとって安心な家庭であるためには、親を支えることが不可欠とわかってきました。当時

### 東京シユレ創成期

6月には名前を東京シユレと改めました。張り切って始めたものの最初はうまくいかないことが続き「やめたほうがいいのでは…」と思

### 息子が学校に行かない…

希望どおり小学校の教員になり、3人の子どもにも恵まれました。自分の子を持ってみると、親の子を思う気持ちがわかる分だけ、一人ひとりの生徒が、ますますとおしくてた

いう文部省(当時)の調査結果に対して子どもたちが行ったこの調査は反響を呼び、翌年の文部省の調査報告書では、「怠け」よりも学校に関する項目の比重が高くなりました。92年には、増え続ける登校拒否に対して文部省は認識を転換し、「誰にでも起こりうる登校拒否」と発表するまでに至りました。

うことさえあったそうです。それを今は当時の自分の経験不足と子どもたちの置かれていた状況がすぎたから…と振り返ります。

多様なあり方を支えるために…

始めた子どもたちは、居場所を得て元気になると、あれもしたいこれもしたいと、夏、冬の合宿、映画づくりなどさまざまな体験もし、それによって本来の自分自身を取り戻していききました。

多様なあり方を支えるために…

90年には入会待ちが120人にもなり、子どもに理解あるオーナーの支えで、王子駅前の5階建ての新築間もないビルに移転することができました。瞬く間に、人数が倍以上に増え、さらに活動が多様になりました。

多様なあり方を支えるために…

子どもの最善の利益にたつて

奥地さんには相談したい親からの電話は、昼夜を問わずかかってくるようになりました。1984年に「登校拒否を考へる親の会」を立ち上げました。同じ苦しみを抱える人たちがつなげたことで、親が子どもを理解する、存在をありのままに受け止めることができるようになり、結果として子どもたちも楽になり、元気に明るくなると、やがて「友達がほしい」「勉強がしたい」という声があがり始めました。でも学校には行かない。「だったら学校以外の居場所、学校でない形で子どもの成長を助ける場を作ろう」。そこで東京シユレの前身、OKハウスを東十条駅前の雑居ビルの一室に開いたのです。



## 情報コーナー

### 【児童虐待 ~さらなる理解のために~】

複雑な問題を内包する児童虐待。その背景や防止策、具体的な支援・援助の方法など、さらに知りたい、考えたいという方へ。

- 『児童虐待のポリティクス』[368] 上野加代子編著/明石書店/2006
- 『親子再生-虐待を乗り越えるために-』[368] 佐伯裕子著/小学館/2006
- 『DVと虐待-「家族の暴力」に援助者ができること-』[368] 信田さよ子著/医学書院/2002
- 『子どもが出会う犯罪と暴力』[368] 森田ゆり著/日本放送出版協会/2006
- 『DV・虐待にさらされた子どものトラウマを癒す』[368] ランディ・パンクロフト著/明石書店/2006
- 『家庭内で起こる暴力とファミリーサポート』[368] 山西裕美編著/中央法規出版/2005
- 『「家族」をつくる-養育里親という生き方』[369] 村田和木著/中央公論新社/2005

### 新着図書のご紹介

- 『おんなたちの運動史』[367.2] 吉武輝子著/ミネルヴァ書房/2006
- 『腐女子化する世界』[361] 杉浦由美子著/中央公論新社/2006
- 『この国で女であるということ』[281] 島崎今日子著/筑摩書房/2006
- 『魂萌え!の女たち』[367.2] 本岡典子著/岩波書店/2006
- 『現代韓国と女性』[367.2] 春木育美著/新幹社/2006
- 『家族は孤独でできている』[367.3] 石川結貴著/毎日新聞社/2006
- 『絵本シリーズ「パパとママが別れたとき…1~3」』[367.4] ベス・ゴフ、他文/明石書店/2006
- 『30代未婚男』[367.5] 大久保幸夫、他著/日本放送出版協会/2006
- 『祖母力』[367.7] 樋口恵子著/新水社/2006
- 『女性の服飾文化史』[383] 日置久子著/西村書店/2006
- 『40代初産をはじめた女性たち』[495] 新井容子著/情報センター出版局/2006
- 『働くママ&パパの子育て110の知恵』[599] 保育園を考へる親の会編/医学通信社/2006
- 『テヘランでロリータを読む』[936] アーザル・ナフィシー著/白水社/2006



## 苦情解決委員会がスタートしました。 — 不当な扱いを受けていると感じたら —

男女共同参画社会とは、区民一人ひとりの人権が尊重され、男女が共同して社会に参画し責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力が十分に発揮できる社会のことです。

区では、このような社会の実現を目指して「男女共同参画条例」を平成18年6月に制定しました。さらにこの条例に基づく「男女共同参画苦情解決委員会」を平成19年1月に設置し、区民や区内事業者からの苦情の申出を受け付けています。

「男女共同参画苦情解決委員会」は区長から委嘱された中立、公正な3名の委員で構成されています。

### Q 申出できることはどのようなことですか？

区の施策で男性と女性で不当な異なる扱いがなされている、職場や学校、地域などで男女平等になっていないものがある、性別による差別を受けているなど、男女共同参画の推進を阻害するような事項に関することです。

### Q 誰でも申し出ることができますか？

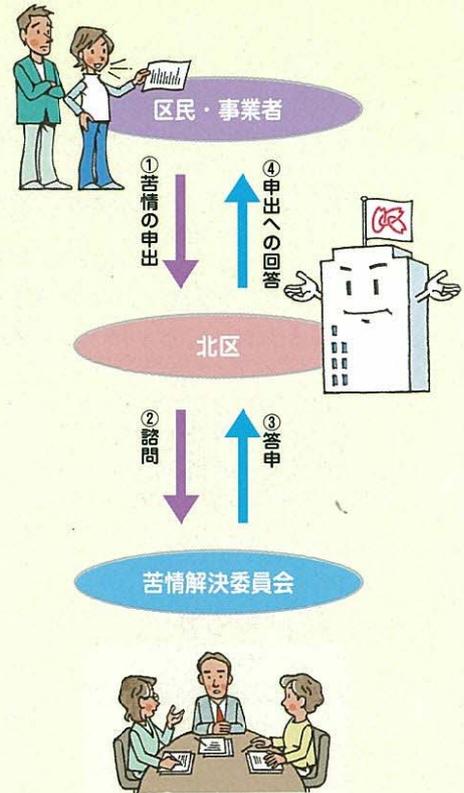
区内在住、在勤、在学の方並びに区内の事業者が申し出ることができます。

### Q 苦情の申出はどこにするのですか？

苦情の申出は、北区役所男女共同参画推進課の窓口で受け付けています。申出の趣旨や内容を確認させていただくため、窓口までお越しください。

### Q 苦情の申出はどのように処理されるのですか？

受け付けた苦情の申出は、区長が苦情解決委員会にその解決方法等の検討を依頼します。苦情解決委員会が公正な立場から調査・審議し、区長にその結果を報告します。区長は必要な処理を行い、申出者に対し処理結果をお知らせいたします。



問い合わせ	<b>子ども家庭部男女共同参画推進課</b>
	〒114-8508 北区王子本町1-15-22 TEL:03-3908-9307/FAX:03-3908-6606 e-mail:danjo-ka@city.kita.lg.jp

## GALLERY

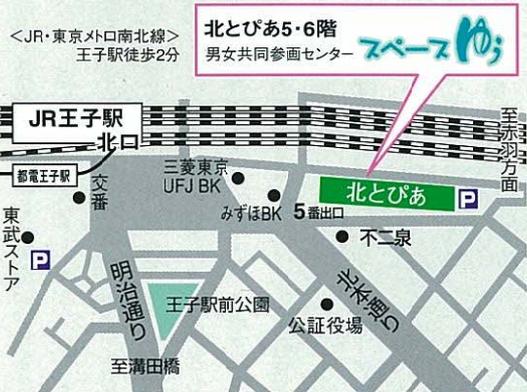


作 / 町田 吉成 北区滝野川在住 浮かぶ切り絵「汀切り絵」  
作品名 / 「化身—さくら—」

汀(みぎわ)切り絵は、額入れするときに台紙と作品の間に空間をつかって浮かせることにより作品の影を作り出します。作品に当たる光の方向・光の度合い・光の色、また見る距離や角度によって一つの作品が様々な変化を生じ、見る眼の楽しさを誘うものです。さめの細かい町田さんの作品は、髪が風に揺られてまばいしているよ

うに、着物の袖がゆらゆらと揺れるように、また花びらが風に舞うようにも感じられます。切り離さないという制約と、光との調和が無限の可能性を引き出している作品です。

平成19年9月20日(木)～9月30日(日) スペースゆゆう6F「ギャラリー遊」で展示されます。是非一度ご覧ください。



虐待の背景や対応、援助方法など、児童虐待には難しい問題が山積していますが、少しでも虐待がなくなることが願い、私たちに何ができるのかを、一緒に考えてみませんか。

## 編集後記

親や同居人から虐待され、幼い命が奪われる痛ましい事件が後をたちません。子どもたちが健やかに育つためにあつてはならない児童虐待。今回は、社会全体で早急に取り組むべき課題を取り上げてみました。「子育ては思いどおりにはわかっていても、あたりまえ」と頭ではわかっていても、実際に直面したとき、親はとまどい悩みながら子育てを行っています。「少し肩の力を抜いて」...そんな言葉を伝えながら親の気持ちに寄り添い、健やかに子どもが育つ環境をつくっていくことが重要と考えます。それには地域と行政が連携したさまざまな支援を継続して行うことが必要です。地域の「見守り力」をさらに育てていくにはどうすればいいのかも問われています。虐待の背景や対応、援助方法など、児童虐待には難しい問題が山積していますが、少しでも虐待がなくなることが願い、私たちに何ができるのかを、一緒に考えてみませんか。